平成２１年（フ）第３４０２号
札幌市東区北27条東13丁目１番19―101号
債務者　千葉　敏江
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２４号
札幌市白石区栄通15丁目１番49号
債務者　蠣崎　浩治
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２９号
札幌市西区琴似２条６丁目１番23―306号
債務者　佐々木静江
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４４５号
札幌市南区川沿15条２丁目１番25号　ニュー川沿マンション203号
債務者　小林　春美（旧姓北郷）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８１号
札幌市中央区南７条西12丁目４番33号　グランドール報恩101号
債務者　田村美保子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５２７号
札幌市中央区南６条西７丁目３番地５　フロリッシュ６・７―206号
債務者　村上　美香
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５８号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目５番18号　ニューコーポ元町201号
債務者　宮田　麻理
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１４号
札幌市厚別区厚別南３丁目13番３号　山信ハイツ201号
債務者　小野寺幸子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６２７号
札幌市北区太平10条６丁目５番13号
債務者　阿部リツ子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３５号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番５―603号
債務者　伊藤　笑子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７１号
札幌市手稲区新発寒４条３丁目15番15号
債務者　武藤　　敏
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８３号
札幌市豊平区平岸４条９丁目８番８―101号
債務者　江原　吏恵（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７２４号
札幌市東区北26条東20丁目５番18号　丸山ハイツ102号
債務者　五十嵐幸次郎
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３６号
札幌市西区西野５条３丁目５番18号　西野ハイム２号
債務者　松屋　浩之
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町25番地の128
債務者　丸山　勇太
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４３１号
群馬県安中市安中２丁目６番28号、住民票上の住所埼玉県秩父市番場町17番11号　ミユキビル401
債務者　村井　宏一
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４３５号
群馬県富岡市神農原765番地　大小原アパートＧ号
債務者　矢島　智子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部